

心身に障がいがある方のために

山形市 福祉制度利用のしおり(概略版)

【令和5年度版】

TEL 023-641-1212(代表)

項目ごとに担当課、内線番号を記載しています。

FAX 023-632-7091(障がい福祉課)

障がい者手帳

問合せ 障がい福祉課

手帳の交付を受けようとする方は障がい福祉課に申請してください。

▶ 身体障がい者手帳 内線 542・550

視覚・聴覚・肢体・心臓などの機能に永続的な障がいがある方に交付されます。

▶ 療育手帳 内線 580・621

知的障がいがある方に交付されます。

▶ 精神障がい者保健福祉手帳 内線 580・621

精神的な障がいがある方に交付されます。

障がい福祉サービス

問合せ 障がい福祉課
内線 580・589・590・621

障がい福祉サービスは、障がいがある方（国が指定する難病にり患している方を含みます。）の障がいの種類、程度の勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。（自立支援給付は、原則 1 割

の利用者負担。世帯の収入状況に応じて月額負担上限額あり。市民税非課税の場合無料。）

「自立支援給付」の支援を受ける場合には、原則、サービス等利用計画の提出が必要です。計画の作成は、各相談支援事業所の相談支援専門員が行います。詳しくは、相談支援事業所又は同課までご相談ください。

▶ 自立支援給付

介護給付	
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出の際の移動中の介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援 (障がい者支援施設 での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がい者の就労継続のために、相談、指導、助言等の必要な支援を行います。
自立生活援助	定期的な巡回や、通報を受けて行う訪問、相談等により、障がい者の状況を把握し、関係機関と連絡調整等を行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人などについて、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身である人や家族の介護を受けられない人などについて、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の事態の場合等に必要な相談等を行います。

▶ 地域生活支援事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるため、広報活動等を通じて市民の方への周知を行っています。
自発的活動支援事業	障がいのある人及びその家族、市民の方による地域における自発的な取り組みの支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	必要と認められる知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援しています。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援(個別ヘルパー派遣、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣等)を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス事業	居宅介護等の入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある人に、訪問による入浴サービスを提供します。

事業名	内容
障がい者自立支援訓練事業	福祉ホーム等に居住している重度の障がいがある人に、介助サービス及び日常生活上の訓練を行います。
生活訓練等事業	障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図ります。 ・日中短期入所事業、タイムケア事業
社会参加支援事業	障がいのある人を対象に、スポーツ教室や講座等の開催を支援します。
権利擁護支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見等のため、啓発活動を実施するとともに、関係機関による支援体制の強化を図っています。

山形市が委託している障がい者相談支援センター

障がいに関する様々な相談窓口として、専門的職員が対応します。必要な情報提供を行うとともに、行政や事業所などの機関との連絡調整、福祉サービス利用申請の受付、障がい者の虐待、差別等に関する相談受付などを行います。

障がいの種別を問わず、各種相談は無料で利用できます。

- 山形コロニー相談支援センター
(山形市桜田南) TEL 023-641-2626
- 向陽園地域生活支援センター心音
(山形市江俣) TEL 023-679-3244
- 地域活動支援センターおーる
(山形市城南町) TEL 023-647-4266
- 山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター
(山形市城西町) TEL 023-646-5660
- 相談支援事業所まんさく
(山形市蔵王半郷) TEL 023-688-3531
- ゆあーず
(山形市宮町) TEL 023-666-8381

児童に係る通所・入所支援

問合せ 障がい福祉課 内線 590

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、難病に罹患している児童の療育を支援するため、施設に通所や入所をするサービスを提供しています。

サービスの利用に要した費用については、公費で一定額を負担する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「障がい児通所給付」、「障がい児入所給付」といいます。(原則 1 割の利用者負担。世帯の収入状況に応じて月額負担上限額あり。市民税非課税の場合無料。)

なお、手続先(問合せ先)は通所給付については山形市障がい福祉課、入所給付については山形県中央児童相談所(TEL 023-627-1195)となります。

障がい児通所・入所給付

障がい児通所給付	
児童発達支援	施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、医療機関で児童発達支援に係るサービスの内容に合わせて、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童につき、授業の終了後又は学校等の休業日に、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童につき、その保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障がい児入所給付	
障がい児入所支援	障がい児入所施設に入所する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、その必要な児童に対して治療を行います。

補装具等の給付

問合せ 障がい福祉課

▶ 補装具の給付 内線 542・550

身体障がい者手帳所持者（児童を含む）に、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いすなどの購入・借受け・修理に要する費用を給付します。（原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外。）

▶ 日常生活用具の給付 内線 542・550

在宅の障がい児・者に特殊寝台、電気式たん吸引器、ストーマ装具などを給付します。（原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外。）

▶ 紙おむつの支給 内線 542・550

65歳未満で常時失禁状態にある重度の障がい児・者に紙おむつを支給します。（市県民税額一定額以上は対象外。施設入所の方を除く。）

▶ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 内線 542・550

聴覚障がいによる身体障がい者手帳交付の対象とならない軽度及び中等度の難聴児に、補聴器購入費の一部を助成します。（原則3分の1の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外。）

▶ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付 内線 549・550

身体障がい者手帳による日常生活用具給付の対象とならない在宅の小児慢性特定疾病児童等に、日常生活用具を給付します。（市民税の課税状況に応じて利用者負担あり。）

手当等

問合せ 障がい福祉課

▶ 重度障がい者介護者激励金

内線 550

在宅でほぼ寝たきりの重度障がい者を6か月以上にわたり介護している家庭の方に、激励金として年1回支給します。（広報やまがたで申請受付期間をお知らせします。）

▶ 特別障がい者手当 内線 542

著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者に手当を支給します。（所得制限あり。）

▶ 障がい児福祉手当 内線 542

著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に手当を支給します。（所得制限あり。）

▶ 特別児童扶養手当 内線 873

心身に重度又は中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。（所得制限あり。）

▶ 重度心身障がい(児)者福祉手当

内線 542

障がい児福祉手当該当程度の20歳未満の在宅児童を養育しているが、所得制限などにより公的手当を受給できない方、又は公的年金や他の公的手当を受けていない在宅の重度障がい者を扶養している方に支給します。

▶ 心身障がい者扶養共済 内線 550

心身に障がいがある人を扶養している県内在住の65歳未満の健康な方を加入者とし、毎月掛け金を掛け、加入者に万が一のことがあった場合、障がい者の方に年金が支給されます。

医療支援

問合せ 障がい福祉課

▶ 自立支援医療

(更生・育成医療)
(精神通院医療)

内線 549

内線 580・621

身体障がい者手帳所持者及び身体に障がいのある児童又は治療しないと将来障がいが残ると認められる疾患がある児童の更生に必要な医療費(更生・育成医療)並びに精神疾患患者の通院医療費(精神通院医療)の利用者負担が1割になります。(重度かつ継続の対象者等及び市民税非課税世帯は軽減措置あり。市民税額一定額以上は対象外。)

▶ 重度心身障がい(児)者医療

内線 542

身体障がい者手帳1・2級の重度障がい(児)者及び同程度の知的又は精神に障がいがある方の医療費(保険診療分)が無料又は軽減されます。(所得制限あり。)

社会参加促進等

問合せ 障がい福祉課

▶ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

内線 590

FAX 023-632-7091

聴覚障がい者、難聴者の社会参加を支援するために手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

▶ 遠隔手話通訳サービス

(市役所窓口対応手話電話) 内線 590

FAX 023-632-7091

聴覚に障がいのある方が、スマートフォンやタブレット端末などのビデオ通話を使用し、障がい福祉課窓口の手話通訳者へ手話で市に関する問い合わせができます。事前の利用登録が必要となります。

▶ 福祉タクシー券・福祉給油券の交付

内線 549・550

下記の3つのうちいずれか1つを選択することができます。

①普通タクシー券

身体障がい者手帳1・2・3級、療育手帳A及び精神障がい者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかの所持者が普通タクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。(500円/枚、年間24枚まで。視覚障がい1級の方は年間36枚。)

②リフト付きタクシー券

下肢、体幹、移動機能障がい1・2級の方がリフト付きタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。(大型車2,870円/枚、中型車2,450円/枚、小型車1,960円/枚、年間24枚まで。)

③福祉給油券

身体障がい者手帳1・2・3級、療育手帳A及び精神障がい者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかの所持者が、自家用自動車に給油する場合、料金の一部を助成します。(500円/枚、年間12枚まで。)

※福祉タクシー券、福祉給油券の交付は、障がい福祉課のほか、3ページにある障がい者相談支援センターでも行っています。

▶ 身体障がい者用自動車改造費の助成

内線 542・549

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方が運転するための自動車の改造費を助成します。障がいの認定、世帯の収入状況等に応じて一定の要件があります。改造前に申請してください。

▶ 重度身体障がい者介護用車両改造費等の助成

内線 542・549

重度の身体障がい者又はその障がい者と生計を一にしている方が、車いすの使用に配慮した自動車への改造又は購入した場合に費用の一部を助成します。障がいの認定、世帯の収入状況等に応じて一定の要件があります。改造又は購入契約前に申請してください。

▶ 身体障がい者運転免許取得費の助成

内線 542-549

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方が自動車運転免許を取得した場合、要した経費の3分の2を、10万円（自ら運転するために改造した車両を教習所に持ち込んだ場合は15万円）を限度として助成します。免許取得後、3か月以内に申請してください。

▶ 人工透析患者通院交通費の助成

内線 549-550

腎臓機能障がい者が、人工透析を受けるため、医療機関へ通院するのに要した交通費の一部を助成します。（本人及び同居生計中心者の所得税が非課税の方のみ。広報やまがたで申請受付期間をお知らせします。）

▶ 在宅酸素療法者支援助成金の交付

内線 549-550

呼吸器機能障がいによる身体障がい者手帳（1・2級を除く）を所持し、現に医師の処方により在宅酸素療法として酸素濃縮器を使用している場合、その電気料金の一部を助成します。（広報やまがたで申請受付期間をお知らせします。）

▶ 市営駐車場料金の減免・駐輪場料金の免除

問合せ 一般財団法人 山形市都市振興公社
TEL 023-631-0831

身体障がい者手帳1・2・3級、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持者の方が乗車している車を市営駐車場に駐車した場合、料金を半額免除します。精算前に係員に提示してください。

▶ 市有施設利用料の免除

問合せ 各施設

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者が市有施設を利用する場合、手帳の提示により、個人の使用料等が無料になります。対象者に制限がある施設もありますので、事前に確認してください。

▶ 車いすの貸し出し

内線 874

短期間（1回につき1か月以内）で利用される方に、車いすを無料で貸し出します。（手帳の有無は問いません。）

▶ 特別支援学校等への通学費の助成

内線 590-873

特別支援学校等に在籍する小・中学生の通学費（タクシー・福祉有償運送を利用した際の運賃の9割相当）を補助します。利用対象者の要件があり、事前の申し込みが必要になります。詳細については同課までご相談ください。

障がい者虐待防止事業

問合せ 障がい福祉課
内線 580-589-590-621
FAX 023-632-7091

障がいのある方が安定した生活や社会参加ができるよう、障がい者虐待防止事業を行っております。

障がいのある方が、家族や親族、福祉サービス事業所の職員、職場の事業主などから虐待を受けている、又はそれを見たり、その心配がある場合はご相談ください。

3ページにある障がい者相談支援センターにおいても相談を受け付けています。（夜間・休日も対応）